

## 全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議日程表

令和6年10月8日（火）【調査課関係】

時 間	所要時間	議 題	
10:15～10:20	5分	調査査察部長挨拶	—
10:20～12:15	115分	1 リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の推進	意見交換
12:15～13:15	60分	( 休 憩 )	—
13:15～14:00	45分	1 リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の推進	意見交換
14:00～14:15	15分	2 調査部事務におけるDXの推進	説明
14:15～15:00	45分	3 中期的な観点による情報収集	意見交換
15:00～15:10	10分	( 休 憩 )	—
15:10～16:15	65分	4 国際課税における課題への対応	説明・意見交換
16:15～16:20	5分	5 その他説明議題	説明

【共通関係】

時 間	所要時間	議 題	
16:35～16:45	10分	長官訓示	—
16:45～17:25	40分	1 KSK2・GSSの導入について 2 税制改正意見の申入れに向けた対応方針等 3 滞納の未然防止の取組 4 監督評価事務 5 監察官室からの連絡事項 6 人事課当面の課題 7 綱紀の厳正な保持と行政文書及び各種情報の管理徹底	説明
17:25～17:30	5分	8 連絡事項	連絡事項

令和6年10月9日（水）【査察課関係】

時 間	所要時間	議 題	
10:00～10:10	10分	調査査察部長挨拶	—
10:10～12:20	130分	1 取組事項の検証・評価及び今後の取組方針	意見交換
12:20～13:20	60分	( 休 憩 )	—
13:20～15:00	100分	1 取組事項の検証・評価及び今後の取組方針	意見交換
15:00～15:15	15分	( 休 憩 )	—
15:15～16:15	60分	2 将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための人材等に関する取組推進	意見交換
16:15～16:35	20分	3 査察事務におけるデジタル化の取組推進	説明
16:35～16:50	15分	4 査察事務の当面の課題と対応	説明
16:50～17:00	10分	5 連絡事項	連絡事項

【資料配付】

資 料	担当課室
内部事務センター化	企画課
インボイス制度の円滑な定着に向けた取組	軽減税率・インボイス制度対応室
優良な電子帳簿の普及・一般化	課税総括課
キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組	管理運営課
国際分野における最近の動向	国際業務課・相互協議室
国税不服審判所の現状	国税不服審判所

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議（調査関係）出席者名簿

（令和6年10月8日）

局名	職名	氏名	発令	
札幌	調査査察部長	堀 隆治 郎	6.7	
	調査査察部次長	久 久 恵 茂 樹	6.7	
仙台	調査査察部長	上 上 村 真 理 子	6.7	
	調査査察部次長	丹 丹 野 昭	6.7	
関東信越	調査査察部長	吉 吉 田 浩 之	6.7	
	調査査察部次長	能 能 勢 幸 治	6.7	
東京	調査第一部長	松 松 汐 利 悟	6.7	
	調査第一部次長	田 田 畑 仁	6.7	
	調査第一部次長	福 福 地 卓 巳	6.7	
	調査第一部国際監理官	千 千 葉 啓 之	6.7	
	調査第二部長	佐 佐 藤 悟	6.7	
	調査第二部次長	上 上 原 貢	6.7	
	調査第三部長	阿 阿 部 俊 夫	6.7	
	調査第三部次長	西 西 袋 寿 彦	6.7	
	調査第四部長	尾 尾 部 良 一	6.7	
	調査第四部次長	諸 諸 藤 則 昭	6.7	
	金沢	調査査察部長	高 高 雅 博	6.7
	名古屋	調査部長	小 小 阪 井 教 行	6.7
		調査部次長	山 山 本 修	6.7
大阪	調査第一部長	神 神 谷 信	6.7	
	調査第一部次長	若 若 林 聡	6.7	
	調査第二部長	大 大 西 啓 之	6.7	
	調査第二部次長	峨 峨 家 誉 之	6.7	
広島	調査査察部長	長 長 井 雅 浩	5.7	
	調査査察部次長	芳 芳 賀 政 志	6.7	
高松	調査査察部長	宮 宮 崎 秀 史	6.7	
福岡	調査査察部長	中 中 内 紀 和	6.7	
	調査査察部次長	三 三 井 英 昭	6.7	
熊本	調査査察部長	一 一 川 博 嗣	6.7	
沖縄	次長	我 我 那 覇 安 昭	6.7	

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議（共通関係）出席者名簿

（令和6年10月8日）

局名	職名	氏名	発令	
札幌	調査査察部長	堀 隆治郎	6.7	
	調査査察部次長	久 恵 茂 樹	6.7	
仙台	調査査察部長	上 村 真 理 子	6.7	
	調査査察部次長	丹 野 昭	6.7	
関東信越	調査査察部長	吉 田 浩 之	6.7	
	調査査察部次長	能 勢 幸 治	6.7	
東京	調査査察部次長	玉 川 直 文	6.7	
	調査第一部長	松 汐 利 悟	6.7	
	調査第一部次長	田 畑 仁	6.7	
	調査第一部次長	福 地 卓 巳	6.7	
	調査第一部国際監理官	千 葉 啓 之	6.7	
	調査第二部長	佐 藤 悟	6.7	
	調査第二部次長	上 原 貢	6.7	
	調査第三部長	阿 部 俊 夫	6.7	
	調査第三部次長	西 袋 寿 彦	6.7	
	調査第四部長	尾 部 良 一	6.7	
	調査第四部次長	諸 藤 則 昭	6.7	
	査察部長	木 原 健 史	6.7	
	査察部次長	生 永 真 美 子	6.7	
	査察部次長	佐 藤 洋	6.7	
	金沢	調査査察部長	高 雅 博	6.7
		調査部長	小 阪 井 教 行	6.7
調査部次長		山 本 修	6.7	
名古屋	査察部長	上 丸 寛 之	6.8	
	査察部次長	小 川 寛 洋 明	5.7	
	調査第一部長	神 谷 信	6.7	
	調査第一部次長	若 林 聡	6.7	
	調査第二部長	大 西 啓 之	6.7	
	調査第二部次長	峨 家 啓 之	6.7	
	査察部長	加 藤 隆 宏	6.7	
	査察部次長	武 藤 野 正 好	6.7	
大阪	調査査察部長	堀 隆治郎	6.7	
	調査査察部次長	久 恵 茂 樹	6.7	
	調査査察部長	上 村 真 理 子	6.7	
	調査査察部次長	丹 野 昭	6.7	
	調査査察部長	吉 田 浩 之	6.7	
	調査査察部次長	能 勢 幸 治	6.7	
	調査査察部次長	玉 川 直 文	6.7	
	調査第一部長	松 汐 利 悟	6.7	
	調査第一部次長	田 畑 仁	6.7	
	調査第一部次長	福 地 卓 巳	6.7	

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議（共通関係）出席者名簿

（令和6年10月8日）

局名	職名	氏名	発令
広島	調査査察部長	長 <sup>ナ</sup> 井 <sup>ガ</sup> 雅 <sup>マ</sup> 浩 <sup>ヒ</sup>	5.7
	調査査察部次長	芳 <sup>ハ</sup> 賀 <sup>ガ</sup> 政 <sup>マ</sup> 志 <sup>シ</sup>	6.7
高松	調査査察部長	宮 <sup>ミ</sup> 崎 <sup>キ</sup> 秀 <sup>ヒ</sup> 史 <sup>シ</sup>	6.7
	調査査察部長	中 <sup>ナ</sup> 内 <sup>チ</sup> 紀 <sup>ト</sup> 和 <sup>シ</sup>	6.7
福岡	調査査察部次長	三 <sup>ミ</sup> 井 <sup>ツ</sup> 英 <sup>ヒ</sup> 昭 <sup>ア</sup>	6.7
	調査査察部長	一 <sup>イ</sup> 川 <sup>カ</sup> 博 <sup>ワ</sup> 嗣 <sup>グ</sup>	6.7
熊本 沖縄	調査査察部次長	我 <sup>ガ</sup> 那 <sup>ナ</sup> 覇 <sup>ハ</sup> 安 <sup>ヤ</sup> 昭 <sup>ス</sup>	6.7

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議（査察関係）出席者

（令和6年10月9日）

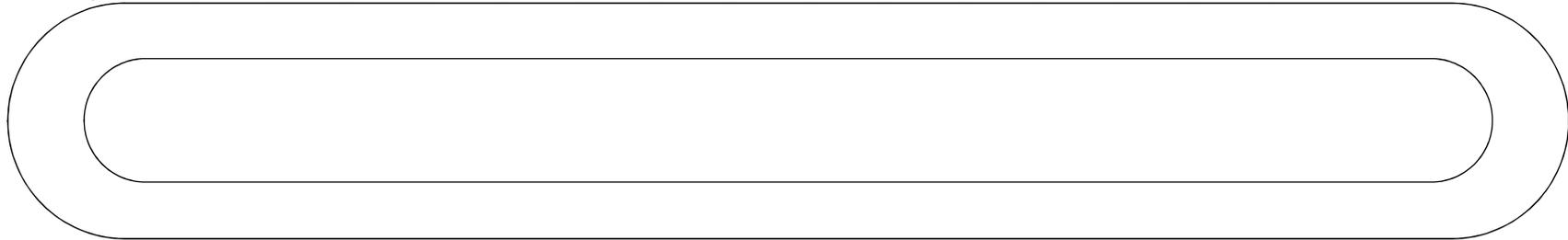
局（所）名	職 名	氏 名
札幌	調査査察部長	堀 隆治 <small>ホリ リュウジ</small> 郎
	調査査察部次長	久 恵 茂 樹 <small>キユウ エ シゲキ</small>
仙台	調査査察部長	上 村 真 理 子 <small>カミ ム ラ マ リ コ</small>
	調査査察部次長	丹 野 昭 <small>タニ ノ アキラ</small>
関東信越	調査査察部長	吉 田 浩 之 <small>ヨシ タ ヒロユキ</small>
	調査査察部次長	玉 川 直 文 <small>タマ ガ ワ ナ オ フ ミ</small>
東京	査 察 部 長	木 原 健 史 <small>キ ハ ラ タ ケ シ</small>
	査 察 部 次 長	生 永 真 美 子 <small>イ ク ナ ガ マ ミ コ</small>
	査 察 部 次 長	佐 藤 洋 <small>サ ト ウ ヒロシ</small>
金 沢	調査査察部長	高 雅 博 <small>タカ マ サ ヒロ</small>
名古屋	査 察 部 長	上 丸 寛 之 <small>カミ マ ル ヒロユキ</small>
	査 察 部 次 長	小 川 洋 明 <small>オ ガ ワ ヒロ ア キ</small>
大阪	査 察 部 長	加 藤 隆 宏 <small>カ ト ウ タ カ ヒロ</small>
	査 察 部 次 長	武 野 正 好 <small>タ ケ ノ マ サ ヨ シ</small>
広島	調査査察部長	長 井 雅 浩 <small>ナ ガ イ マ サ ヒロ</small>
	調査査察部次長	芳 賀 政 志 <small>ハ ガ マ サ シ</small>
高 松	調査査察部長	宮 崎 秀 史 <small>ミヤザキ ヒロシ</small>
福岡	調査査察部長	中 内 紀 和 <small>ナカウチ トシカズ</small>
	調査査察部次長	三 井 英 昭 <small>ミ ツ イ ヒロ ア キ</small>
熊 本	調査査察部長	一 川 博 嗣 <small>イチカワ ヒロツグ</small>
沖 縄	次 長	我 那 覇 安 昭 <small>ガナハ ヤス ア キ</small>

全国国税局調査査察部長会議配席図（調査課関係） 第一会議室

令和6年10月8日（火） 10：15～16：20

説明者 ●

中山 企画専門官 ○  
 最上 主査 ○  
 藤田 主査 ○  
 福島 企画専門官 ○  
 中村 主査 ○  
 大西 課長補佐 ○  
 剣持 課長 ○  
 武田 部長 ○  
 戸谷 国際調査管理官 ○  
 廣瀬 国際企画官 ○  
 谷島 課長補佐 ○  
 大山 主査 ○  
 佐藤 主査 ○  
 新納 課長補佐 ○  
 石井 課長補佐 ○



○ 札幌 調査査察部長  
 ○ 仙台上村 調査査察部長  
 ○ 関東 吉田 調査査察部長  
 ○ 金沢 調査査察部長  
 ○ 名古屋 小阪井 調査部長  
 ○ 大阪 大西 調査第二部長  
 ○ 大阪 神谷 調査第一部長  
 ○ 東京 松汐 調査第一部長  
 ○ 東京 佐藤 調査第二部長  
 ○ 東京 阿部 調査第三部長  
 ○ 東京 尾部 調査第四部長  
 ○ 広島 長井 調査査察部長  
 ○ 高松 宮崎 調査査察部長  
 ○ 福岡 中内 調査査察部長  
 ○ 熊本 一川 調査査察部長  
 ○ 沖縄 我那覇 次長

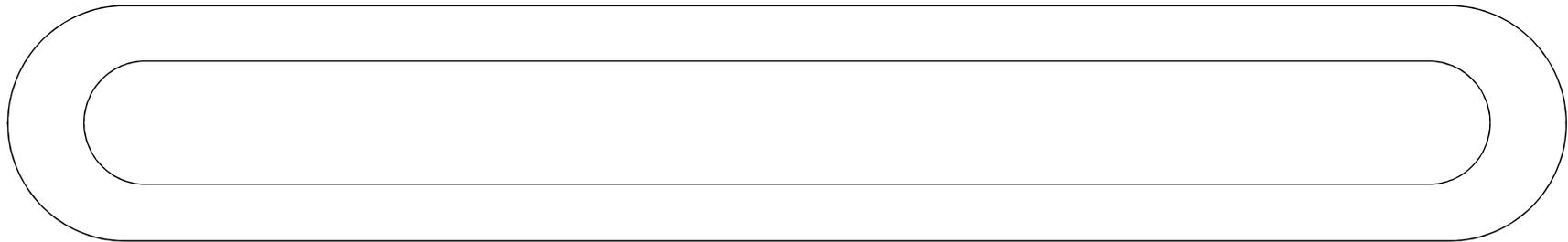
**長 机**

○ 札幌 久恵 調査査察部次長  
 ○ 仙台 丹野 調査査察部次長  
 ○ 関東 能勢 調査査察部次長  
 ○ 名古屋 山本 調査部次長  
 ○ 大阪 峨家 調査第二部次長  
 ○ 大阪 若林 調査第一部次長  
 ○ 東京 田畑 調査第一部次長  
 ○ 東京 福地 調査第一部次長  
 ○ 東京 千葉 調査第一部国際監理官  
 ○ 東京 上原 調査第二部次長  
 ○ 東京 西袋 調査第三部次長  
 ○ 東京 諸藤 調査第四部次長  
 ○ 広島 芳賀 調査査察部次長  
 ○ 福岡 三井 調査査察部次長

全国国税局調査査察部長会議配席図（長官訓示） 第一会議室

令和6年10月8日（火） 16:35~16:45

大西課長補佐 ○  
 廣瀬国際企画官 ○  
 戸谷国際調査管理官 ○  
 劔持課長 ○  
 小宮次長 ○  
 奥長官 ○  
 武田部長 ○  
 大野課長 ○  
 築山課長補佐 ○



沖繩那覇次長 ○  
 熊本一川調査査察部長 ○  
 福岡中岡調査査察部長 ○  
 高松宮崎調査査察部長 ○  
 広島長井調査査察部長 ○  
 東京尾部調査第四部長 ○  
 東京阿部調査第三部長 ○  
 東京佐藤調査第二部長 ○  
 東京松汐調査第一部長 ○  
 大阪神谷調査第一部長 ○  
 大阪大西調査第二部長 ○  
 名古屋小阪井調査部長 ○  
 金沢高調査査察部長 ○  
 関東信越吉田調査査察部長 ○  
 仙台上村調査査察部長 ○  
 札幌堀調査査察部長 ○  
 東京木原調査査察部長 ○  
 大阪加藤調査査察部長 ○  
 名古屋丸屋調査査察部長 ○

機長

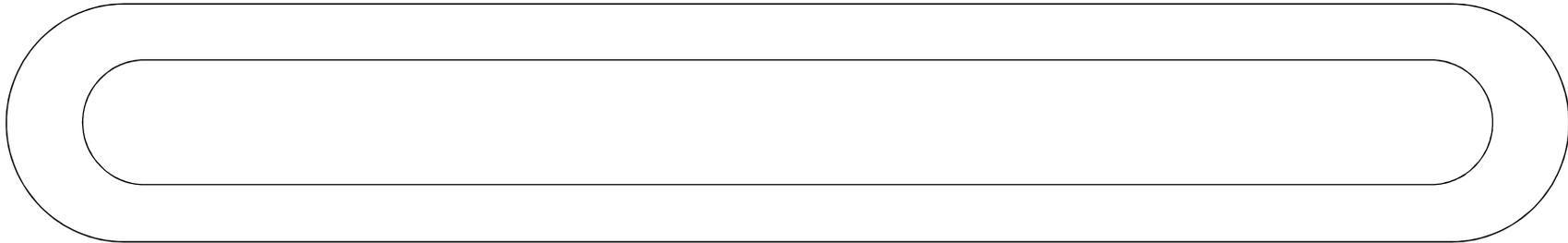
名古屋小古屋調査査察部次長 ○  
 大阪武野調査査察部次長 ○  
 福岡三井調査査察部次長 ○  
 広島芳賀調査査察部次長 ○  
 東京諸藤調査第四部次長 ○  
 東京西袋調査第三部次長 ○  
 東京上原調査第二部次長 ○  
 東京千葉調査第一部国際監理官 ○  
 東京福地調査第一部次長 ○  
 大阪若林調査第一部次長 ○  
 大阪峨家調査第二部次長 ○  
 名古屋山本調査部次長 ○  
 関東信越能勢調査査察部次長 ○  
 仙台丹野調査査察部次長 ○  
 札幌久恵調査査察部次長 ○  
 東京生永調査査察部次長 ○  
 東京佐藤調査査察部次長 ○  
 関東信越玉川調査査察部次長 ○

全国国税局調査査察部長会議配席図（共通関係） 第一会議室

令和6年10月8日（火） 16:45~17:30

説明者 ●

大西 課長補佐 ○  
 廣瀬 国際企画官 ○  
 戸谷 国際調査管理官 ○  
 劔 持 課長 ○  
 武 田 部長 ○  
 大 野 課長 ○  
 築山 課長補佐 ○



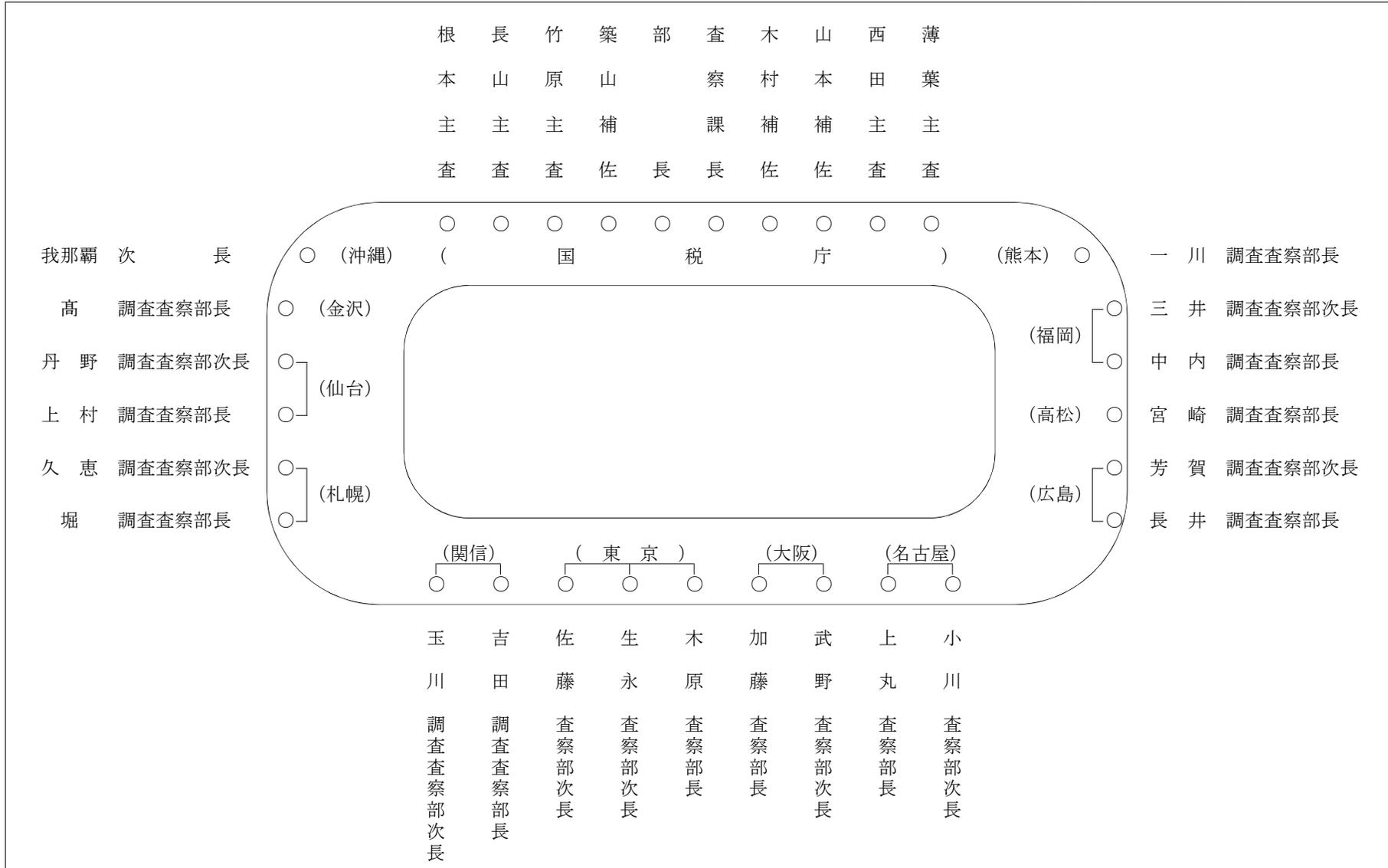
○ 沖我 那 繩 次 長  
 ○ 熊 一 川 調 査 査 察 部 長  
 ○ 福 中 内 調 査 査 察 部 長  
 ○ 高 宮 崎 調 査 査 察 部 長  
 ○ 広 長 井 調 査 査 察 部 長  
 ○ 東 尾 部 調 査 第 四 部 長  
 ○ 東 阿 部 調 査 第 三 部 長  
 ○ 東 佐 藤 調 査 第 二 部 長  
 ○ 東 松 汐 調 査 第 一 部 長  
 ○ 大 神 谷 調 査 第 一 部 長  
 ○ 大 大 西 調 査 第 二 部 長  
 ○ 名 古 小 阪 井 調 査 部 長  
 ○ 金 高 調 査 査 察 部 長  
 ○ 関 東 信 越 吉 田 調 査 査 察 部 長  
 ○ 仙 上 村 調 査 査 察 部 長  
 ○ 札 堀 調 査 査 察 部 長  
 ○ 東 木 原 査 察 部 長  
 ○ 大 加 藤 査 察 部 長  
 ○ 名 古 上 丸 査 察 部 長

機 長

○ 名 古 小 川 査 察 部 次 長  
 ○ 大 武 野 査 察 部 次 長  
 ○ 福 三 井 調 査 査 察 部 次 長  
 ○ 広 芳 賀 調 査 査 察 部 次 長  
 ○ 東 諸 藤 調 査 第 四 部 次 長  
 ○ 東 西 袋 調 査 第 三 部 次 長  
 ○ 東 上 原 調 査 第 二 部 次 長  
 ○ 東 千 葉 調 査 第 一 部 国 際 監 理 官  
 ○ 東 福 地 調 査 第 一 部 次 長  
 ○ 東 田 畑 調 査 第 一 部 次 長  
 ○ 大 若 林 調 査 第 一 部 次 長  
 ○ 大 峨 家 調 査 第 二 部 次 長  
 ○ 名 古 山 本 調 査 部 次 長  
 ○ 関 東 信 越 能 勢 調 査 査 察 部 次 長  
 ○ 仙 丹 野 調 査 査 察 部 次 長  
 ○ 札 久 恵 調 査 査 察 部 次 長  
 ○ 東 生 永 査 察 部 次 長  
 ○ 東 佐 藤 査 察 部 次 長  
 ○ 関 東 信 越 玉 川 調 査 査 察 部 次 長

# 全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議（査察関係）配席図 第一会議室

令和6年10月9日(水) 10:00~17:00



情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付	

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	1
----	---

令和6.10.8  
調査課

## リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の推進

調査部は、所管する大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることをその使命としており、この使命を果たすため、リスク・ベース・アプローチに基づき、実地調査による複雑・困難事案への的確な対応と、大法人と協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を、効果的に組み合わせることで所管法人全体を適切に監理し、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めている。

### 1 評価指標に基づく調査事務等の取組方針

調査に当たっては、税務リスクが高い事案に取り組むことはもとより、調査部の役割を踏まえ重点的に取り組むべき分野へ優先的に事務量が配分されるよう促していく必要がある。

そのため、新たな評価指標を策定し、調査部職員に当該分野への積極的な取組・事務量配分を促すとともに、部次長・統括官等の幹部職員が当該分野への取組状況を適時・適切に把握・確認し、その評価・検証結果を各局の事務運営に反映させていくこととしている。

また、庁局間においても、新たな評価指標を軸として意見交換・情報共有することにより、事務運営の評価・検証・改善を行うこととしている。

#### (意見交換事項)

調査部の役割を踏まえた重点的に取り組むべき分野へ積極的に取り組んでいくため、評価指標の運用方針及び取組指標を踏まえた調査事務に係る取組方針等について意見交換を行う。

## 2 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務CG」という。）を充実させていくことが重要かつ効果的であり、特別国税調査官所掌法人を対象にその充実を促すことに取り組んでいるところ、同取組をより一層効果的に機能させる観点から、今後の取組の方向性等について検討していく必要がある。

### （意見交換事項）

税務CGの充実に向けた取組の有効な効果検証方法について意見交換を行う。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	2
----	---

令和6.10.8  
調査課

### 調査部事務におけるDXの推進

令和5事務年度に策定された「データ活用推進第三次中期計画」においては、今事務年度からの3年間を国税当局におけるデータ活用の「発展期」と位置付けており、これまで以上に事務運営等にデータ活用を「実装」させていく必要がある。

その中で、調査課においては、リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営を基本方針として、従来の調査手法を改善し、より効率的かつ精度の高い調査の実現（新たな価値の創造）を目指してきたところであり、その実現に当たってはアジャイルなデータ分析とフィードバックによる改善、庁局間における取組の情報共有のほか、最新のデジタル技術の活用が重要となる。

そのため、法人情報管理統合システムを基盤とした全国一体的な調査事務運営に当たり、継続的に当システムの利便性や精度の向上に向けて分析・検討を進めるとともに、ガバメントソリューションサービス（GSS）等導入後を見据えたアプリケーションや調査事務等における生成AIの利活用に向けた検討も進め、より一層データ活用を「実装」させていく必要がある。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	3
----	---

令和6.10.8  
調査課

### 中期的な観点による情報収集

産業・経済の成長領域において、各種の課税上の問題・課題が顕在化・拡大する前に、これを的確に捕捉・分析の上、迅速に対応を検討・判断できるよう、より前広な情報収集・分析機能の強化、収集情報の組織的な共有・対応を行うことが必要不可欠である。

また、調査課は、業界・地域を代表、リードする大法人を所管しており、調査等を通じて培った先端取引に関する専門的知識、業種ノウハウ及び情報を国税組織全体に還元することが役割として求められている。

これらを踏まえ、将来的な課税リスクを見据えた中期的な観点による情報収集に取り組んでいく必要がある。

#### (意見交換事項)

新たな取組や特に専門的知識を要する取組の状況について局間の情報共有を図るため、次の事項について意見交換を行う。

- ・ 情報企画事案への取組状況
- ・ 「租税回避」に係る取組状況

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	4
----	---

令和6.10.8  
調査課

## 国際課税における課題への対応

### 1 国際課税の充実

国際課税を取り巻く環境変化に対して効果的かつ効率的に対処し、国際課税分野を含む調査部全体のパフォーマンスの最大化を図ることを目的として、東京局、大阪局、名古屋局及び関東信越局の国際課税に係る機構を令和2事務年度に再編した。

再編後は、国内・国際一体的な観点から法人の全体的なリスクを把握した上で調査事務量を適切に配分することとしている。

#### (意見交換事項)

再編後一定の期間が経過したことを踏まえ、今事務年度の国際課税分野に係る円滑な事務運営について庁局の意思統一を図るため、次の事項について意見交換を行う。

- ・ 体制再編後の国際専担部署における事務運営の評価
- ・ 国内・国際一体調査をはじめとした体制再編後の各種取組から把握されている検討課題への現在及び今後の対応
- ・ 今事務年度の国際課税分野に係る事務運営の取組方針

## 2 国際課税における新たな制度への対応

経済のグローバル化・デジタル化に伴うビジネス形態の変化が進む中で、経済実態を反映した国際課税制度の見直しが議論され、令和3年10月、OECD及びG20BEPS包摂的枠組み（IF：Inclusive Framework）で二本の柱について合意が取りまとめられた。

### イ 第1の柱（利益A／利益B）

第1の柱のうち、利益Aは、新たな多数国間条約の締結により、グローバル企業グループが物理的拠点（いわゆるPE）なしに活動する市場国に対しても新たに課税権を配分する制度である。全世界売上が200億ユーロ超かつ利益率が10%超のグローバル企業グループを対象としている。この多数国間条約については、後述する利益Bを含む第1の柱に関する最終パッケージの交渉を迅速に妥結した上で可能な限り早期に最終化及び署名開放し、令和7年中の発効を目指すこととされている。

また、利益Bは、「基礎的マーケティング・販売活動」について、移転価格税制の適用の簡素化・合理化することを目的とした仕組みとされており、合意された利益Bガイダンスに基づき、令和6年2月にOECD移転価格ガイドラインが改定・公表された。これにより、利益Bの適用を選択した国は、令和7年1月以降に開始する事業年度における自国内の適用対象取引に対して、利益Bを適用できることとされている。

今後は、第1の柱に関して、国際的な議論に引き続き参加するとともに、国際的な合意等を踏まえて、執行の観点から検討を進め、適切に対応していく。

### ロ 第2の柱

第2の柱であるグローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業を対象として、国際的に合意された最低税率（15%）を下回る国における最低税率までの課税を確保する制度である。

そのうち、所得合算ルールに係る法制化として創設された各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されている（制度創設後も数か月に一度執行ガイダンスが発出され、追加の税制改正等も見込まれる。）。本制度に対応するため、法令解釈通達、Q&A等を公表するとともに、専門的な知識を習得するための職員向け研修を実施してきたところ。令和6年4月の本制度の施行後は、庁局で連携し、外部からの質疑に的確に対応しており、今後も、積極的な制度の周知・広報等を進めるとともに、追加の改正等も踏まえて、適切に対応していく。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	5
----	---

令和6.10.8  
調査課

## デジタルインボイス普及に向けた周知広報

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」(令和5年6月公表)において、新たな取組の柱として追加した「事業者のデジタル化促進」に向けて、庁局署一体となって周知広報に取り組んでいるところである。

なお、事業者へのアプローチに当たっては、事業規模によってデジタル化の進捗等も異なることから、事業者をデジタル化の進捗によりセグメント化した上で、各種施策に取り組むこととする。

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	1
----	---

情報公開	開示・不開示・部分開示
不開示理由	(情報公開法第5条の該当号数)
公開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.10.9  
査察課

### 取組事項の検証・評価及び今後の取組方針

#### ○ 令和6年度第2四半期までの査察実績

令和6年度第2四半期（4月から9月）までに査察調査に着手した件数は55件である。

また、9月までに調査着手した査察事案について、処理（検察庁への告発の可否を判断）した件数は54件、そのうち検察庁に告発した件数は27件であり、告発率は50.0%となっている。

#### 【着手・処理・告発件数、告発率の推移】

項目	令和					6年4～9月
	2	3	4	5	5年4～9月	
着手件数	150	116	145	154	63	55
処理件数 (A)	165	103	139	151	52	54
告発件数 (B)	116	83	103	101	29	27
告発率 (B/A)	70.3%	73.5%	74.1%	66.9%	55.8%	50.0%

【脱税額の推移】

項 目		年 度		令和	2	3	4	5	5年4~9月	6年4~9月
		元								
脱 税 額	総 額	百万円 11,985	百万円 9,050	百万円 10,212	百万円 12,760	百万円 11,980	百万円 4,138	百万円 4,097		
	同上1件当たり	73	80	99	92	79	80	75		
	告 発 分	9,276	6,926	6,074	10,019	8,931	2,631	2,478		
	同上1件当たり	80	83	81	97	88	91	92		

(注) 脱税額には加算税額を含む。

## ○ 令和6年度における査察部門の事務運営の基本方針

### 1 基本的考え方

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中であっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案（注）の積極的な立件・処理に取り組む。

（注）重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいう（3 重点事案）。

### 2 事務運営上の留意事項

#### (1) 幹部の果たすべき役割

幹部（部長、次長、課長等）は査察事務の適正・円滑な運営に責任を有しており、適切かつ主体的にその管理を行う。特に、不測の事態に際しては国税庁に早期に報告するとともに、自ら率先して情報収集や対応策等の検討を行う。

また、効率的・効果的な事務処理を推進するため、適時適切に事務の見直しを行う。

さらに、幹部は、査察調査の実施に当たり、大局的な見地から立件・処理の方針等を判断するものとし、その際には、社会的波及効果等についても十分に勘案する。また、事案の円滑な処理に向け、告発要否の早期見極め及び検察当局等との連携において積極的な役割を果たす。

#### (2) 事務計画の策定

事務計画に当たっては、情報事務と調査事務を通じて事務の効率化を図りつつ、局の実情に即した適正な立件・処理に向けた事務計画を策定する。

また、適正な立件・処理に向け、査察部門全体における情報事務と調査事務の事務量配分についても併せて検討する。

### (3) 情報事務

悪質な脱税者を的確に立件するため、情報事務を担う各課・各部門等は、自ら果たすべき役割・責務を認識し、以下を踏まえた上で戦略的な資料情報の収集・分析に取り組む。

#### イ 社会的波及効果が見込まれる事案への取組の充実

査察制度の目的に鑑み、一罰百戒の効果を最大限発揮させることを念頭に、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案に積極的に取り組む。

#### ロ 新たな資料情報の収集及びデータ活用の推進

査察を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、新たな資料情報の収集に取り組むとともに、各種資料情報の分析を効果的・効率的に行い、データ活用による事案の発掘に積極的に取り組む。

#### ハ 課税部等との連携の充実

国税組織全体の組織力を一層発揮させるため、課税部・徴収部・調査部等と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行う。

#### ニ 資料情報の収集・分析事務量の安定的な確保

個々の事案に関して、今後の調査方針、調査体制、調査継続の要否等を早期かつ的確に判断するなどし、資料情報の収集・分析に必要な事務量を安定的に確保する。

#### ホ 情報事務の全国一体運営の推進

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展などに効果的・効率的に対応するため、センター局の主導により、全国の情報部門が一体となった広域的な資料情報の収集・分析の取組を推進する。また、センター局のブロック局に対する支援について体制の強化と内容の充実を図る。

#### ヘ 調査部門との連携等による組織力の発揮

事件着手に当たっての重要事項について、調査部門との緊密な情報交換を行う。また、調査部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

## ト 関係当局との連携の充実

検察・警察当局をはじめとする他の捜査機関等との連携を充実させ、これらの当局から収集した情報に関する対応に当たっては、機を逃すことなく、的確・迅速に行う。

## (4) 調査事務

### イ 厳正かつ的確な手続・管理の徹底

調査事務が刑事公判に向けた証拠収集を目的としていることを念頭に置き、法令等に基づき適正な調査を行うとともに、厳正かつ的確に証拠管理を行う。

### ロ 審理の充実等による適正・確実な事件処理の推進

刑事公判を意識した証拠収集など適正・確実な事件処理を推進するため、審理能力の向上や審理体制の強化などによる審理の充実を図るとともに、検察当局との協議・連携を促進する。なお、消費税事案の事件処理に当たっては、法令上の要件に照らし、仕入税額控除の適用可否を的確に判断する。

### ハ 効率的・効果的な事務処理の推進

個々の事件に関して、初動調査を充実させ、早期に問題点を把握するとともに、デジタル化・国際化に伴う国外証拠収集やデータ調査の重要性を踏まえた具体的かつ明確な調査方針の策定を行う。

また、部門の枠を超えた人員投入など弾力的な事務運営を実施することなどにより、効率的・効果的な事務処理を推進する。

## ニ 局の実情に即した処理計画に基づく進行管理の徹底

年度を通して、処理計画に基づいた進行管理を徹底し、事件処理の平準化を図るとともに、調査状況を十分に把握した上、証拠の有無、犯則の規模、調査事務量及び証拠収集の見通しを総合的に判断することにより告発要否の早期見極めに努め、必要に応じて幹部自ら検察当局と告発に向けた協議を行う。

## ホ 調査事務の全国一体運営の推進

着手日の調査応援をはじめとしたセンター局によるブロック局への支援やブロック局間連携の充実により、全国の調査部門が一体となった効果的な事件処理に取り組む。

また、センター局が自局事件の調査のためブロック局管内で捜索を行う場合には、嘱託調査を積極的に活用し、センター局の事務の効率化及びブロック局査察官の調査経験の充実を図る。

さらに、デジタル化・国際化に的確に対応するため、センター局の専門性を生かした効果的なブロック局への支援を推進する。

#### へ 情報部門との連携等による組織力の発揮

個々の事件処理にとどまらず、情報部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

#### ト 徴収部との連携・協調の充実

徴収部と連携・協調し、国税債権の早期かつ確実な保全に向け、犯則嫌疑者等に対し納付の意思確認を行うとともに、納付の意思を示した場合は予納の利用勧奨を行うなど、早期納付による滞納の未然防止に積極的に取り組む。

また、徴収部における保全差押えや租税条約に基づく保全共助の要請、第二次納税義務の追及などの、適切かつ効果的な実施を確保するため、調査の段階から徴収部との緊密な連携を保つとともに、課税情報や財産情報の早期提供に努める。

#### (5) 適切かつ効果的な広報

幹部は、租税犯罪の一般予防、納税道義の向上及び税務行政への信頼確保を図るため、犯則嫌疑者等のプライバシー保護等に留意しつつ、告発事案の適切かつ効果的な広報に積極的に取り組む。

#### (6) DX・BPRの推進

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する観点から、情報事務・調査事務の効率化・高度化に着実に取り組む。

また、部内業務のペーパーレス化やリモートワーク環境の活用などによる業務改革（BPR）に積極的に取り組む。

#### (7) 人材育成による職務遂行能力の向上

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展のほか、若手等職員の経験不足に対応し、的確かつ効果的に事務運営が行われるよう、職員の経験等を踏まえた計画的な研修やOJTを通じ、実効性のある人材育成に取り組むことで、査察部門全体として職員の職務遂行能力の向上を図る。

また、取組に当たっては、センター局への査察官派遣実務研修（短期・長期）やブロック局ICT調査担当者の他局応援を積極的

に活用するなど、全国の査察部門が一体となって推進し、特に、査察経験の浅い職員の指導育成に努める。

## (8) 職場環境の整備等

### イ ワークライフバランス等に配慮した職場環境の整備

性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず、全ての職員がワークライフバランスを確保しながらその能力を十分に発揮し、誇りとやりがいを持って働けるよう、事務の簡素・合理化による超過勤務の縮減や必要に応じた事務分担の見直しなどによる体制整備を進めるとともに、幹部自らが職場におけるコミュニケーションの活性化やハラスメントの防止に取り組むなどし、明るく風通しの良い職場環境の整備に取り組む。

また、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援の観点から、全ての職員が両立支援制度を気兼ねなく利用できる環境の整備及び職場全体の意識醸成を図る。

### ロ 女性職員の活躍

女性職員の能力と適性を生かせるよう、ライフサイクルを意識したキャリア形成支援に重点的に取り組むほか、女性職員の登用の拡大に努める。

## (9) 綱紀の厳正な保持と事務管理の徹底

査察事務に対する国民の信頼を堅持するため、綱紀の保持と行政文書管理や情報管理をはじめとする事務管理を徹底する。

特に、情報セキュリティを確保するため、情報システム等の取扱いに係る関係訓令等の遵守を徹底するほか、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とする政府方針等に基づき、行政文書の電子的管理に向けた取組を推進する。

また、厳格な管理が求められるマイナンバーを含む特定個人情報の取扱いについては、番号法や取扱規程に従い、十分な安全管理措置を講ずる。

## 3 重点事案

令和6年度においては、査察制度の目的に鑑み、以下の事案の積極的な立件・処理に取り組むこととする。

### (1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組む。受還付犯については、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い行為であり、牽制効果を十分に発揮させる必要があることから、特に積極的に取り組む。

### (2) 無申告事案

無申告による税のほ脱は、申告納税制度の根幹を揺るがす行為であることを踏まえ、無申告事案について、積極的に取り組む。

### (3) 国際事案

国境を越えた経済・金融取引の活発化に伴い、海外取引を利用した悪質・巧妙な不正行為が見受けられることを踏まえ、国際事案について、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用して積極的に取り組む。

### (4) 上記以外で社会的波及効果が高いと見込まれる事案

上記以外で、時流に即した新たな業種・業態に関連する事案や特定の業界内での波及効果が極めて高い事案など、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案について、積極的に取り組む。

### ○ 意見交換事項

「令和6年度における査察部門の事務運営の基本方針」に沿った事務運営を的確に遂行していくため、情報事務及び調査事務に関して、各局における令和6年度第2四半期までの取組状況の検証・評価及びその評価を踏まえた今後の取組方針について意見交換する。

- 1 情報事務：令和6年度第2四半期までの取組状況の検証・評価及び第3四半期以降の取組方針
- 2 調査事務：令和6年度第2四半期までの処理状況の検証・評価及び第3四半期以降の取組方針

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
片	文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	2
----	---

令和6.10.9  
査 察 課

## 将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための人材等に関する取組推進

将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるため、その基盤となる人材及び職場環境に着目した更なる取組推進について議論を重ね認識共有を図ってきたところ、今後も引き続き、きめ細やかな対応を行っていく必要がある。

そこで、人材等に関する取組の浸透・継続に向けた各局の取組状況等について意見交換する。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	3
----	---

令和6.10.9  
査察課

### 査察事務におけるデジタル化の取組推進

国税庁全体の方針を踏まえつつ、査察においても、GSSやKSK2の導入を見据え、デジタル技術を活用したDX・BPRに取り組み、事務の効率化・高度化を図ることとしている。

そこで、査察事務におけるデジタル化の取組推進について説明する。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	4
----	---

令和6.10.9  
査察課

## 査察事務の当面の課題と対応

調査事務における法改正への対応について説明する。

### 1 インボイス制度下における査察部門の対応

令和5年10月から開始されたインボイス制度について、査察部門の対応を説明する。

### 2 簿外経費の損金不算入規定

令和5年1月に施行された簿外経費の損金不算入規定について、査察部門の対応を説明する。

### 3 保全差押えの解除期限の延長

令和7年1月より施行される改正国税徴収法による保全差押えの解除期限の延長について、査察部門の対応を説明する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	共通1
----	-----

令和6.10.8  
長官官房参事官

## KSK2・GSSの導入について

### 1 GSS（ガバメントソリューションサービス）について

GSS（ガバメントソリューションサービス）は、行政機関の業務用端末やネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービスである。国税庁においては、令和7年7月以降、順次GSS環境へ移行し、令和8年6月に全国運用を開始した後、令和8年9月からはKSK2の運用を開始する予定である。

このため、利便性とセキュリティ確保のバランスを踏まえた上で、引き続き、GSS導入に向けた取組を全庁的に進めていく必要がある。

### 2 KSK2について

#### (1) KSK2の開発状況

KSK2の開発は、現在、プログラムの作成やメーカーによるテストを進めている段階であり、おおむね順調に進捗している。令和7年3月には、機器も設置し、その後は、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、利用者端末などを組み合わせ、本番とほぼ同じ環境で動作を確認する「総合運用テスト」工程に入っていく。

#### (2) KSK2導入に向けた取組

KSK2は、国税の賦課・徴収の基盤となる「基幹システム」であり、導入の成否によっては、職員の職務遂行のみならず、納税者の申告・納税義務の履行に多大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、K S K 2の円滑な導入に向けて、開発作業のみならず、「データ移行」・「外部接続先との連携」といった、全庁的な課題については、全庁的な理解の下、各課の役割分担をしっかりと定め、検討を進めていく必要がある。

なお、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において「テスト運用」を実施する予定である。さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	共通2
----	-----

令和6.10.8  
長官官房企画課

税制改正意見の申入れに向けた対応方針等

国税庁では、適正・公平な課税・徴収を実現するために必要な税制上の課題について、税制改正意見として制度当局に申入れを行い、税務に係る各制度の改善を図っている。

令和5事務年度においては、より効果的な税制改正意見の申入れに向けて、局（所）署の現場における課題発見・意見提出から、庁における検討、制度当局への伝達といった過程の更なる充実・活性化を行ってきたところである。

令和6事務年度においても、各局（所）で把握・検討された税制上の課題を、税制改正意見として適確に結び付けた上で制度当局に申入れるため、庁局（所）間のコミュニケーションをはじめ税制改正意見の対応方針等について説明する。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	共通3
----	-----

令和6.10.8  
徴収課

### 滞納の未然防止の取組

適正・公平な課税は、納税がなされて初めて実現されることから、滞納の未然防止については、国税組織全体として取り組む必要があり、賦課・徴収の緊密な連携の下、積極的に取り組んできたところである。

引き続き、令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」（指示）に基づき、賦課・徴収の一層の緊密な連携の維持・強化により、次の施策に取り組んでいただきたい。

#### 【滞納の未然防止・早期徴収に関する施策】

- ・ 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知
- ・ 納期限前後における納付指導の実施
- ・ 調査時における滞納の未然防止等
- ・ 源泉所得税の未納に対する賦課・徴収の連携・協調

# 全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 共通4

令和6.10.8  
監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題 ～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

なお、事務監察に当たっては、アンケート調査に加え、令和6年10月中旬までにヒアリング調査を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。  
なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

また、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

令和6事務年度の「実施計画」については、令和5事務年度の実績目標（別紙）を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

業績目標1-4-1「適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施」に関する各施策には、「調査関係事務の割合（調査課分）（目標値：85%）」、「悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施（定性的指標）」などの測定指標が設けられており、目標を認識して事務に取り組む必要がある。

<令和6事務年度における測定指標の目標値（調査査察部関係事務）>

測定指標名	目標値
・有効な資料情報の収集	(定性目標)
・調査関係事務の割合（調査課分）	85%
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	(定性目標)
・大法人の税務コンプライアンスの維持・向上	(定性目標)
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	(定性目標)
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	(定性目標)
・悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	(定性目標)

(注) 業績目標 1-4-1「適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施」より抜粋

# 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	共通5
----	-----

令和6.10.8  
長官官房監察官室

### 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 共通 6-1

令和 6 . 10 . 8  
人事課

### 人事課当面の課題①

非行の未然防止については、従来から様々な取組を実施してきたところであるが、組織の信用を損なう非行事件が依然として頻発している状況であり、このような現状については、非常に重く受け止める必要がある。

国税庁においては、昨事務年度に発生した国税局職員による不適正申告事案及び本庁課室長級職員によるセクハラ事案を踏まえ、非行の未然防止に向け、深度ある身上把握はもとより、事案の発生原因を分析した上で、より効果的な未然防止策を講じるほか、改めてセクハラを含む様々なハラスメントとなり得る言動を正しく認識するよう、全職員に対して、ハラスメント防止のための長官メッセージを周知するなど、ハラスメントの根絶に向けた取組を講じているところである。

組織の危機管理や非行の根絶、そして倫理の保持は組織運営上の最重要課題であることから、各種取組を今後も着実に実施する必要がある。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 共通 6-2

令和6.10.8  
長官官房人事課

## 人事課当面の課題②

近年、少子化の影響による受験者層人口の減少、若い世代の就業意識の変化などを背景に、公務員の志望者が長期的に減少傾向にあることや、民間や地方自治体との競合など、国税職員の採用環境は極めて厳しい状況にある。

このような状況の下、志望者の関心に応える情報発信の強化、国税の魅力発信への取組を質的量的に一層充実させるなど、有為な人材を確保するため、採用活動の充実を進める必要がある。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	共通7
----	-----

令和6.10.8  
調査課・査察課

## 綱紀の厳正な保持と行政文書及び各種情報の管理徹底

### 1 綱紀の厳正な保持

職員一人一人の規律の保持や高いモラルの維持は、税務行政を運営していく上での大前提となることから、非行の未然防止については常日頃から注意喚起を行っているところ、国税組織全体を見ると、依然として組織の信用を大きく傷つける非行が毎年発生している状況にある。

組織の危機管理や非行の根絶、そして倫理の保持は組織運営上の最重要課題であることから、各局部長をはじめ幹部職員は、自らリーダーシップを発揮し、税務行政や国税組織に対する国民の信頼を損なうことのないよう、非行の「根絶」を目指すべく、改めて組織内における規律の保持及び倫理法令の遵守を徹底する必要がある。

### 2 行政文書及び各種情報の管理の徹底

#### (1) 行政文書・情報の管理の必要性

国税庁は、申告情報や個人番号等、納税者の極めて重要な情報を大量に取り扱っており、ひとたび納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の厳格な管理に努め、厳正・的確な事務処理を徹底する必要がある。

なお、各種情報処理機器、情報記録媒体及びソフトウェアについては、その性質上、大量の情報が含まれることから、その取扱いには細心の注意を払う必要があることに留意する。

#### (2) 行政文書の適切な管理

職員一人一人が行政文書の適切な管理の重要性について認識した上で、「国税庁行政文書管理規則」（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）等に定める事務処理手順を遵守し、政府全体の方針に沿って、行政文書管理の適正化に向けて取り組むとともに、行政文書の紛失等の未然防止を徹底する必要がある。

また、令和 4 年 2 月に改正された「行政文書の管理に関するガイドライン」等において、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とする旨が新たに明記（別紙 1 参照）されたところ、国税庁全体の方針に沿って、行政文書の電子的管理に向けた取組を推進していく。

### 3 緊急対応事案への対応

行政文書の紛失等事案を含む緊急対応事案が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を適切に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努めることとしている。

なお、その際には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙 2 「緊急対応体制イメージ図」参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応することとしている。

また、緊急対応を行うべき不適切事案の範囲及び事案の発覚から庁へ第一報（口頭でも可）を報告するまでの標準報告期限を設定し、不適切事案に関する庁・局・署間の報告遅延を防止している（別紙 3 「緊急対応事案類型別報告期限一覧表」参照）。

おって、事案の終結後に新たな事実が判明した場合についても、遅滞なく関係課へ報告・連絡を行い、適切に対応する。

○ 行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）

第 3 作成

2 文書の作成等

(1)~(3) (略)

(4) 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

第 5 保存

2 保存

(1) (略)

(2) 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

○ 国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）

第 3 章 作成

（文書の作成等）

第 11 条 (略)

2・3 (略)

4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

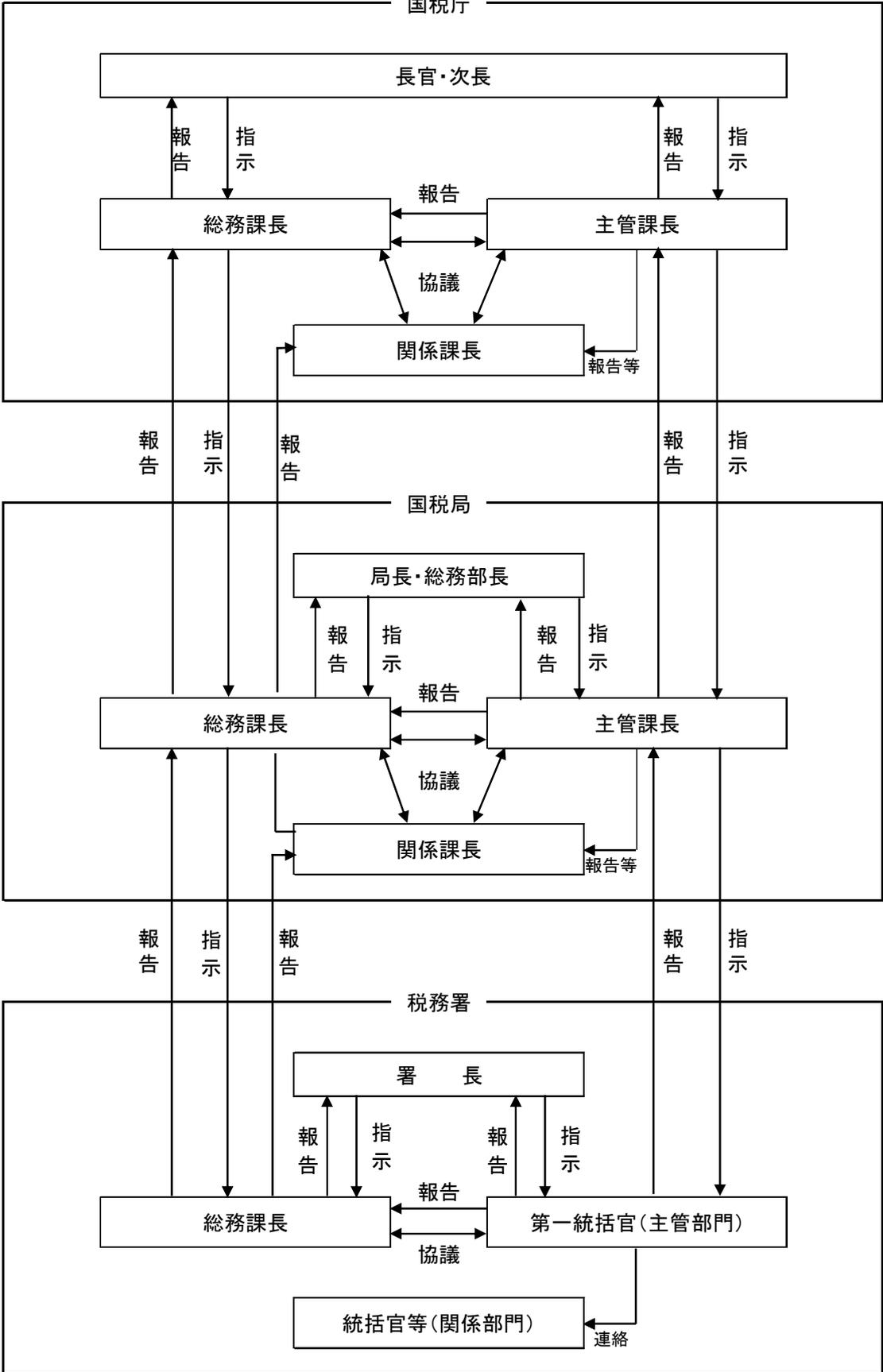
第 5 章 保存等

（保存）

第 17 条 (略)

2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

### 緊急対応体制イメージ図 (災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



## 緊急対応事案類型別報告期限一覧表

報告を要する事案	標準報告期限 (第一報)
<b>現金過不足等</b>	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
<b>情報漏えい等</b>	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものを含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導 （例）同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為（保管・複製・再委託等）及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付（未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。） ※ 郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
納税者情報の私的利用 （例）国税情報システムの私的検索	3日目まで
<b>所在不明等</b>	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	3日目まで
<b>事務処理誤り・遅延</b>	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 （例）地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 （例）システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を徒過した事案のうち対応を要する事案 （例）国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 （例）処理期限徒過後の更正・決定等の処分	3日目まで

(注) 1 上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。

なお、標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする（例：木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。）。

- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
- 3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
- 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	資1
----	----

令和6.10.8  
長官官房企画課

## 内部事務のセンター化

### 1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化（以下「センター化」という。）」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織（業務センター）で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、すべての税務署がセンター化の対象になるとともに、KSK2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあった場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

### 2 令和6事務年度の取組方針

#### (1) KSK2を活用した事務運営・事務処理体制の検討

KSK2の機能を踏まえた事務運営や事務処理体制について検討を進めるとともに、庁局が連携して効率的で正確な事務処理を行うための「業務マニュアル」の策定を推進する。

#### (2) センターの安定的な運営とBPRの推進

センターの安定的な運営を実現するため、センターの設置面積不足や非常勤職員の育成といった全署実施に向けた諸課題に対応するとともに、事務の簡素化・標準化といったB P Rの推進を継続する。

### **(3) 行政指導の充実**

行政指導事務について、効果的・効率的な事務処理体制等の整備を進めるなど、より一層の充実を図るとともに、K S K 2の導入を見据え、各種機能や接触実績などのデータを効果的に活用する方策を検討する。

### **(4) K S K 2の導入に向けた準備**

K S K 2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進めるとともに、K S K 2を補完するR P AやO Aシステムの開発についても検討を進める。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	資2
----	----

令和6.10.8  
軽減税率・インボイス制度対応室

### インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス発行事業者の登録件数は、本年7月末日時点で約456万件となっているところ、インボイス制度の円滑な定着に向けて、令和6事務年度も引き続き制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な相談対応等に取り組む。

全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	資3
----	----

令和6.10.8  
課税部課税総括課

### 優良な電子帳簿の普及・一般化

電子帳簿等保存制度における「優良な電子帳簿」の普及・一般化に向けた周知広報の取組について、庁の取組状況等を説明する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	資4
----	----

令和6.10.8  
徴収部管理運営課

### キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、財務省が策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指している。

また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、キャッシュレス納付への移行を加速させていく必要がある。

現金による納付の大半を金融機関の窓口納付が占めていることを踏まえ、金融機関、関係民間団体や地方公共団体とも連携し、特に、納付機会の多い源泉所得税（自主納付分）を窓口で納付している納税者に対するキャッシュレス納付の利用勧奨等に取り組む。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付	

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	資5
----	----

令和6.10.8  
国際業務課・相互協議室

## 国際分野における最近の動向

### 1 国際会議等を通じた積極的な知見の共有等

#### (1) OECD税務長官会議 (FTA : Forum on Tax Administration)

FTAは、税務行政上の課題について、知見の共有や意見交換等を行うため、OECD租税委員会の下に設置された税務当局の長官級フォーラムであり、現在OECD加盟 38 か国及び非加盟 15 か国・地域が参加している。

令和5年10月には、FTAの全参加国の長官クラスで知見の共有等を行うために令和元年以降毎年開催されているFTAの本会合がシンガポールで開催され、43 か国・地域の長官クラスが参加し、税務行政のデジタルトランスフォーメーションや2つの柱の解決策の実施と税の安定性、税に関するキャパシティビルディング等について意見交換が行われた。

次回は、令和6年11月にギリシャ（アテネ）で開催予定。

#### (2) アジア税務長官会合 (SGATAR : Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Research)

SGATARは、アジア太平洋地域における税務行政上の課題について、国際協力及び意見交換等を行うための会合であり、現在18 か国・地域が参加している。

令和5年10月末から11月頭には、第52回SGATAR年次会合がタイで開催され、各国・地域の長官クラス（18 か国・地域）が参加した。長官会合では、各国・地域の長官等が、『第2の柱』の執行や「税務コンプライアンスにおけるデータ分析」、「デジタル経済における間接税 (GST/VAT)」について議論を行った。また、実務者クラスの分科会では、「移転価格（無形資産の評価）」、「タックスペイヤージャーニーのデジタル化」及び「国別報告書 (CbCR: Country by Country Report) の実施

と情報の効果的活用」の3つのテーマに関する議論が行われた。

今回は、令和6年10月に韓国（ソウル）で開催予定。

### (3) 税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（GF：Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes）

GFは、OECDにより設置された、税務目的の情報交換の促進や開発途上国向け技術協力等に取り組むフォーラムであり、OECD非加盟国を含む171か国・地域が加盟し、各国の「要請に基づく情報交換」及び共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に基づく非居住者金融口座情報（いわゆる「CRS情報」）の「自動的情報交換」の法制・執行両面の相互審査を実施している。

令和5年11月の年次総会では、相互審査の進展状況と今後の予定、令和7年以降に開始される新たな相互審査制度の枠組み、開発途上国支援の状況と方向性、暗号資産等取引情報報告制度（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）導入に向けた対応を討議・合意したほか、作業部会の成果物承認及び方向性確認が行われた。

次回年次総会は、令和6年11月にパラグアイ（アスンシオン）で開催予定。

### (4) アジア・イニシアティブ会合

アジア・イニシアティブは、アジア地域における税務当局間の情報交換等促進を目的として、GFにより令和3年11月に立ち上げられた枠組みであり、現在、アジア地域の17か国・地域及びオブザーバー（ADB・世銀等5機関）が参加している。

令和6年6月の第6回会合では、年次報告書が発表され、当該報告書に基づくアジア地域の税の透明性の進捗状況についてパネル討議を実施。更なる情報交換の促進及びキャパシティビルディングの実施継続の必要性が確認された。また、令和7年までの活動計画が承認されたほか、実質的支配者情報の透明性確保、間接税（GST/VAT）目的の情報交換に関する課題への対処、CRS情報の効果的活用、情報交換が歳入に与える影響の効果測定の重要性等について議論が行われた。

次回会合は、上記GF年次総会（令和6年11月、パラグアイ（アスンシオン））に併せて開催予定。

## 2 外国税務当局との執行協力の拡充

### (1) 情報交換の状況

我が国は、租税条約等に基づき、多数の国・地域の税務当局と租税の賦課徴収に関連する情報を交換しており、令和4事務年度には、個別事案の情報交換（約900件）やCRS情報の交換（約305万件）を含め約390万件の情報の交換を行った。

なお、令和6年7月末時点で、我が国を含む58の国・地域がCARFの導入及び令和9年の交換開始に向けて取り組む旨の声明を発表しており、我が国も、令和9年以降に報告・交換を実施するべく、令和6年3月に改正法を、同年6月に改正令及び

改正省令をそれぞれ公布済みである。

## **(2) 徴収共助の状況**

徴収共助とは、税務当局にとっては自国の領域外では公権力を行使できないという制約がある中、租税条約等に基づいて各国の税務当局が協力してお互いに相手国の債権を徴収するという仕組みである。我が国は、多数の国・地域との間で徴収共助が可能となっており、積極的かつ効果的に制度を活用している。

## **3 相互協議事案の適切・迅速な解決**

相互協議については、近年、発生件数が増加傾向にあり、それに伴って繰越件数も増加傾向にある。繰越件数のうち7～8割程度が事前確認に係る事案となっており、引き続き、国税局の審査部局と緊密に連携しつつ、処理促進に取り組んでいくこととしている。

繰越件数の増加に伴い、OECD非加盟国・地域の繰越件数も増加傾向にあり、相互協議事案全体の4～5割程度となっている。このため、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、各国税務当局との連携を密にし、相互協議の円滑な実施を図るとともに、FTAの下に設置されたOECD相互協議フォーラム（MAPF：MAP Forum）に参加するなどの取組を行っている。

## **4 開発途上国に対する技術協力等の推進**

開発途上国に対する技術協力については、政府開発援助の枠組み等の下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成等を目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携し、引き続き積極的に取り組んでいく。

また、当該技術協力を国内で実施する場合には、国税局・税務署等の現場視察の要望が多く、こうした要望にも局署の協力を得ながら、積極的に対応することとしている。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付	

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 資6

令和6.10.8  
国税不服審判所

## 国税不服審判所の現状

### 1 審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	前年対比
請求件数	3,104	2,563	2,237	2,482	3,034	3,917	129.1
内 調査部(課)	93	153	121	98	134	117	87.3
内 査察関連	142	99	39	109	154	117	76.0
処理件数	(216件、7.4%) 2,923	(375件、13.2%) 2,846	(233件、10.0%) 2,328	(297件、13.0%) 2,282	(225件、7.1%) 3,159	(279件、9.7%) 2,873	— 90.9
内 調査部(課)	(2件、1.4%) 139	(25件、30.1%) 83	(4件、2.8%) 142	(15件、11.2%) 134	(5件、4.9%) 102	(6件、4.6%) 131	— 128.4
内 査察関連	(6件、3.0%) 200	(2件、1.8%) 111	(2件、2.2%) 91	(3件、7.0%) 43	(0件、0.0%) 142	(16件、8.4%) 191	— 134.5
未済件数	2,595	2,312	2,221	2,421	2,296	3,340	145.5
内 調査部(課)	88	158	137	101	133	119	89.5
内 査察関連	265	253	201	267	279	205	73.5

(注) 1 処理件数欄の括弧書きは、認容件数及び認容割合を表す。

2 請求、処理及び未済の各件数は、国税通則法に基づくもののほか、行政不服審査法に基づく審査請求を含む。

## 2 審理手続の計画的進行

適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、裁決をするまでに通常要すべき期間（標準審理期間）を1年と定め、これを公表している。なお、実績の評価における測定指標として「審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定している。

また、審査請求事件の審理においては、審査請求人、原処分庁及び担当審判官が、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされている（国税通則法第92条の2）。

【参考：1年以内の処理件数割合の推移】

（単位：％）

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1年以内の処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95.4	99.1	—
目標値	95	95	95	95	95	95	95

（注） 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出。  
また、令和3会計年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出。

## 3 国税審判官（特定任期付職員）の外部登用

国税不服審判所では、平成19年7月から、弁護士や税理士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用する外部登用を開始しており、平成22年度には、平成23年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表した。

その後、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在に至っている。

なお、令和6年7月10日現在の在職者の内訳は、弁護士出身者25名、税理士出身者19名、公認会計士出身者6名となっている。